○国土交通省告示第三百九十四号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十七年三月十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞ＧＳ－476	一酸化炭素等発散防止装置　ＳＮＦ２Ｇ	住友ナコマテリアルハンドリング株式会社　愛知県大府市大東町二丁目75番地
㊞ＧＳ－477	一酸化炭素等発散防止装置　ＳＮＦ２Ｌ	〃

○国土交通省告示第三百九十五号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第八条第三項の規定により、次のとおり自動車の装置の型式についての指定を取り消した。

平成二十七年三月十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式指定番号	指定装置の種類、名称及び型式	製作者等の氏名又は名称及び住所
㊞Ｇ－2154	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタＤＢＡ－２ＡＺＦＥ11	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地
㊞Ｇ－2220	一酸化炭素等発散防止装置　ＣＢＦ－１ＴＲ－ＦＥ１	トヨタ　〃
㊞Ｇ－2224	一酸化炭素等発散防止装置　ＣＢＡ－２ＴＲ－ＦＥ４	トヨタ　〃
㊞Ｇ－2329	一酸化炭素等発散防止装置　ＤＡＡ－２ＡＺＦＸＥ４	トヨタ　〃
㊞Ｇ－2330	一酸化炭素等発散防止装置　ＤＢＡ－２ＧＲ－ＦＥ９	トヨタ　〃
㊞Ｇ－2334	一酸化炭素等発散防止装置　ＳＤＧ－Ｎ04Ｃ－ＶＦ	トヨタ　〃
㊞Ｇ－2335	一酸化炭素等発散防止装置　ＳＤＧ－Ｎ04Ｃ－ＵＰ	トヨタ　〃

○国土交通省告示第三百九十六号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第一項第二号の規定に基づき、ＦＣＡジャパン株式会社から、指定自動車の指定製作者等の氏名又は名称を次のとおり変更する旨届出があったので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十七年三月十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

1．変更する指定製作者等の氏名又は名称

新

ＦＣＡジャパン株式会社

旧

クライスラー日本株式会社

2．変更年月日

平成27年１月１日

○国土交通省告示第三百九十七号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第六十二条の三第一項の規定により、平成二十七年一月十九日次のとおり検査対象外軽自動車をその型式について認定した。

平成二十七年三月十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式認定番号	車名及び型式	車体の形状	原動機の名称及び型式	原動機の総排気量(L)	製作者等の氏名又は名称及び住所
Ⅱ－341	カワサキ　Ｊ　オートバイ　ＢＫ－ＢＲ250Ｅ	オートバイ	カワサキ　ＢＸ250Ａ　Ｅ	0.249	川崎重工業株式会社　兵庫県神戸市中央区東川崎町３丁目１番１号
Ⅱ－342	カワサキ　Ｊ　〃　ＢＫ－ＢＸ250Ａ	〃	〃	〃	〃

○国土交通省告示第三百九十八号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第七十条第一項の規定により、次のとおり小型特殊自動車について、製作廃止の届出があった。

平成二十七年三月十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式認定番号	車名及び型式	製作者等の氏名又は名称	製作者等の住所
特2118	トヨタ　ＫＤＮ－Ｍ８ＦＤＬ30	株式会社豊田自動織機	愛知県刈谷市豊田町２丁目１番地

○国土交通省告示第三百九十九号

道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）第七十条第一項の規定により、次のとおり小型特殊自動車について、製作廃止の届出があった。

平成二十七年三月十六日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式認定番号	車名及び型式	製作者等の氏名又は名称	製作者等の住所
特2133	ＳＮ　ＥＢＴ－Ｓ　ＧＩＪ	住友ナコマテリアルハンドリング株式会社	愛知県大府市大東町二丁目75番地
特2135	ＳＮ　ＥＢＴ－Ｓ　ＧＩＪＬ	〃	〃
特2136	ＳＮ　ＥＢＴ－Ｓ　ＧＩＨ	〃	〃
特2138	ＳＮ　ＥＢＴ－Ｓ　ＧＩＨＬ	〃	〃

○海上保安庁告示第二十五号

航路標識の設置について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十七年三月十六日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称	室戸岬沖ＧＰＳ波浪観測灯浮標
位置	
所在地	室戸岬灯台（高知県室戸市）の南方約一九キロメートル
北緯	三三―〇四―四五
東経	一三四―一一―一一
塗色及び構造	黄色Ｘ形頭標一個付　黄色やぐら形
灯質	群閃黄光　毎二〇秒に五閃光
光達距離	実効光度一〇〇カンデラ　五・〇海里
点灯年月日	平成二十六年十一月二十日
記事	一　附属施設　レーダー反射器 二　四国地方整備局高知港湾・空港整備事務所管理

○海上保安庁告示第二十六号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十七年三月十六日

海上保安庁長官　佐藤　雄二

名称	見島灯台
位置	
所在地	山口県萩市（見島本村）
北緯	三四―四五―三五
東経	一三一―〇八―五三
変更した事項	
光度	実効光度三、七〇〇カンデラ
光達距離	一二・〇海里
高さ	地上から構造物の頂部まで一四メートル　平均水面上から灯火まで八二メートル
変更年月日	平成二十六年十一月二十日

名称	千飯埼灯台
位置	
所在地	福井県丹生郡越前町（千飯埼）
北緯	三五―五三―一七
東経	一三五―五九―四五
変更した事項	
灯質	群閃白光　毎九秒に二閃光
光度	実効光度三、七〇〇カンデラ
光達距離	一二・〇海里
高さ	地上から構造物の頂部まで九・六メートル　平均水面上から灯火まで四七メートル
変更年月日	平成二十六年十一月二十日